

スマートフォン決済アプリで 市税・国民健康保険税が納付できます

税務課管理収納係 ☎ 251131

市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口に出向くことなく、スマートフォンなどを利用して納付書のバーコードを読み取り、市税・国民健康保険税を納付することができます。

事前にスマートフォンなどに専用アプリをインストールして、利用登録や利用可能金融機関の口座設定などを行ってください。

納付できる税金

- ・市県民税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

利用できるスマートフォンアプリ



アプリの利用方法や、利用可能な金融機関などの詳しい内容につきましては、上記各アプリのホームページにてご確認ください。

◎利用にあたっての注意事項

- ・スマートフォンなどに専用アプリをダウンロードする必要があります。
- ・納付にかかる手数料は無料ですが、データ通信料は利用者負担となります。
- ・領収書は、発行されません。納付の確認は、支払完了時の通知メールと取引履歴にて行うことができます。
- ・軽自動車税の納税証明書は、納期限までに納付いただいたかたには、6月中旬に郵送しました。
- ・入金確認に時間がかかる場合がありますので、納付後すぐに納税証明書などを発行することができます。すぐに納税証明書などが必要な場合は、市役所・連絡所や金融機関窓口にて納付いただき、証明書などの申請時に領収書を提示してください。

- ・納付書裏面の「税金を納めていただくところ」にスマートフォン決済の記載がない納付書がありますが、バーコードが印字されている納付書であればご利用が可能です。

◎次の場合は、スマートフォンなどでは納付できません

- ・納付書にバーコードの印字がない場合（30万円を超える納付書には、バーコードが印字されていません）
- ・金額を訂正した場合
- ・バーコード部分が汚れていたり、納付書が破れている場合
- ・当該口座などに支払金額以上の残高がない場合
- ・バーコード右下に記載されている「コンビニ取扱期限」が過ぎた場合

※市県民税（特別徴収）、法人市民税、市たばこ税、入湯税につきましては、スマートフォン決済での納付はできません。

市税や国保税の猶予・減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、納付が困難な場合は、下記相談先へ問い合わせてください。要件を満たすかたは、納税の猶予制度の利用や、国民健康保険税の減免が受けられます。

税	措置内容		相談先
	猶予	減免	
国民健康保険税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	あり	(猶予について) 特別滞納整理係 ☎251136 管理収納係 ☎251132
市税	徴収を1年間猶予 (猶予中の延滞金は一部または全部免除)	—	(減免について) 市民税係 ☎251134

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずは電話にて問い合わせてください。